

平成16年7月1日
国土交通省
総合政策局建設業課
(財)建設業振興基金

「地域における中小・中堅建設業の企業連携・新分野進出モデル構築支援事業」 募集要項

本事業は、(財)建設業振興基金が国土交通省からの委託事業として、「地域における中小・中堅建設業の企業連携・新分野進出モデル構築支援事業」(以下、企業連携・新分野進出モデル事業)を実施するにあたり、下記の通り公募を行うものです。

記

1. 事業の目的

地域の中小・中堅建設業は、立ち遅れている社会資本整備の担い手であるのみならず、地域の基幹産業として多くの就業機会を提供するなど、地域経済の発展のために欠かすことのできない役割を担っています。しかしながら、公共投資が減少する中で、特に比較的公共工事への依存度の高い、地域の中小・中堅建設業の経営環境は厳しさを増しており、淘汰・再編が避けられない状況にあります。

こうした中、地域の中小・中堅建設業の経営基盤の強化を図るため、コスト管理の徹底等による経営の効率化、資機材の共同調達等の企業間連携、建設業で培った技術とノウハウを活かした新分野進出など経営革新の取組みを促進し、技術と経営に優れた企業が生き残り伸びることができる環境整備を進めることが重要です。

本事業は、地域の中小・中堅建設業による企業連携や新分野進出の取組みを支援することにより、経営の効率化、経営基盤の強化等を図るとともに、事業者自らが合理化・効率化を経験することで、更なる効率化のステップである合併、持株会社統合、買収など、企業組織・資本の統合への移行を促進し、過剰供給構造の是正につなげることを目指すものです。

2. 概要

経営の効率化や経営基盤の強化等を目指す事業者(中小・中堅建設業者の企業グループ)が行う企業連携や新分野進出などの経営革新の取組みで、その計画が新規性、生産性の向上、実現の確実性など一定の要件を満たし、地域にお

ける中小・中堅建設業による経営革新のモデルケースと認められる事業を対象に公募を実施し、優れたモデルの発掘を行います。

なお、本事業は調査委託事業であり、支援の対象となった事業者に対し、事業の実施内容とその評価・分析、問題点と講じた解決策の内容等についての調査を委託します。事業者から提出される調査結果報告を踏まえ、広く中小・中堅建設業者の経営の効率化、経営基盤の強化等に向けた取組みの参考となる事項を検討し、企業連携・新分野進出促進マニュアル（仮称）を策定・普及する予定です。

3．事業の対象

本事業においては、以下に例示するような事業について「調査段階」、「計画策定段階」または「事業着手段階」にあるものであって、事業者が明確な目的意識を持ち、かつ十分に事業実施能力および体制を備えているものを対象とします。

【事業の例】

- ・資機材の共同調達・共同配送
- ・積算・設計業務の協業化
- ・経営管理業務のアウトソーシング
- ・新技術・新工法の共同開発
- ・建設業で培った技術とノウハウを活かした新分野進出
- ・その他、経営の効率化・経営基盤の強化につながると認められる取組み

4．事業者の条件

公募の対象となる事業者は、地域に経営基盤を置く複数の中小・中堅建設業者（企業グループ）とします。但し、新分野進出に係る事業を行う場合は、その取組み内容によっては、単独での取組みも可能とします。

なお、企業グループの中に他の産業分野に属する事業者がいる場合も対象とします（建設業者がグループ内で主たる役割を担っていることを条件とします）。

5．支援の内容

本事業は、選定された事業に係る調査・計画策定費や外部の専門家等のアドバイザーを活用した場合の諸謝金など、関連経費の一部を初年度のみ負担するものです。なお、選定された事業者は、平成17年1月末までに事業結果についての報告書を（財）建設業振興基金に提出していただきます。

契約形態については、（財）建設業振興基金と事業者による受委託契約となり、当方による経費の負担は、事業実施委託契約の締結日以降、平成17年1月末

までに支出が発生するものを対象とします。

なお、支援の金額は1件あたり概ね5百万円程度とし、具体的な金額については、事業計画と支援要望額の内容を精査の上決定します。

6. 応募書類の提出方法

定められた応募書類を（財）建設業振興基金に2部郵送で提出して下さい（公募締切日当日の消印まで有効）。封書には、「企業連携・新分野進出モデル構築支援事業申請書 在中」と明記して下さい。

なお、提出された応募書類の内容等に不明な点がある場合には、担当職員が問い合わせをする場合があります。

提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却いたしませんのでご留意下さい。

【応募書類の提出先】

（財）建設業振興基金に応募書類2部を原則として郵送で提出してください。持参される場合は、同基金宛に予めご連絡下さい。なお、提出いただいた応募書類のうち1部については、同基金より、事業者（企業グループ）または幹事企業を所管する地方整備局等（下記参照）に送付します。

連絡先	担当課	住所	電話	所管区域
（財）建設業振興基金	構造改善センター	〒105-0001 港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館6階	03-5473-4572	
北海道開発局	事業振興部 建設産業課	〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎	011-709-2311	北海道
東北地方整備局	建政部 計画・建設産業課	〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15	022-225-2171	青森・岩手・宮城・ 秋田・山形・福島
関東地方整備局	建政部 建設産業課	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-601-3151	茨城・栃木・群馬・ 埼玉・千葉・東京・ 神奈川・山梨・長野
北陸地方整備局	建政部 計画・建設産業課	〒951-8505 新潟市白山浦1-425-2	025-266-1171	新潟・富山・石川
中部地方整備局	建政部 建設産業課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-953-8119	岐阜・静岡・愛知・ 三重
近畿地方整備局	建政部 建設産業課	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	06-6942-1141	福井・滋賀・京都・ 大阪・兵庫・奈良・ 和歌山
中国地方整備局	建政部 計画・建設産業課	〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15	082-221-9231	鳥取・島根・岡山・ 広島・山口
四国地方整備局	建政部 計画・建設産業課	〒760-8544 高松市福岡町4-26-32	087-851-8061	徳島・香川・愛媛・ 高知
九州地方整備局	建政部 計画・建設産業課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	092-471-6331	福岡・佐賀・長崎・ 熊本・大分・宮崎・ 鹿児島
沖縄総合事務局	開発建設部 地方計画室	〒900-8530 那覇市前島2-21-7	098-866-0071	沖縄

7. 公募期間

平成16年7月1日(木)～平成16年8月2日(月)

8. 審査方法と審査の観点

(財)建設業振興基金に審査委員会を設置し、書類審査、事業者へのヒアリング審査を経て、モデル事業を決定します(審査の都合上、ヒアリング審査後に追加資料の作成をご依頼することがあります)。審査結果については、申請者に書面で通知します。

<審査の観点>

審査にあたっては、以下の諸点を重視します。

- ・ アイディア・工夫に富むなど新規性があり、中小・中堅建設業の経営革新の取組みを促進するモデルとなることが期待できる事業であること。
- ・ 他の事業者への応用性が高く、波及効果が見込める事業であること。
- ・ 生産性の向上や業務の効率化などのプラスの効果が見込まれる事業であること。
- ・ 事業者の経営状態に問題がなく、専門家を活用するなど計画を確実に実行できる体制が整備されている事業であること。
- ・ 実施スケジュールが明示されており、モデル事業終了後も自助努力により継続的に行われる見込みがある事業であること。
- ・ 地域の経済・社会の活性化に資すると期待できる事業であること。
- ・ 内容の情報公開・活用等について了解している事業であること。

平成16年2月27日に政府の地域再生本部において決定された「地域再生推進のためのプログラム」を踏まえ、建設業の企業連携や新分野進出の促進を盛り込んだ地域再生計画が認定された地域に所在する事業者による申請案件については、選定の際に配慮しますので、積極的な応募を期待します。

9. 選定された場合の留意点

本事業に選定された場合の留意点については、選定決定後に当方より改めて説明いたしますが、予め以下の諸点にご留意ください。

- ・ 本事業の実施に係る経費は事業者側で立替払いをし、それを証明する経理書類を提出し確認された後に、(財)建設業振興基金から事業者に当該金額が支払われること
- ・ 選定事業者は、事業の実施内容とその評価・分析、問題点と講じた解決策の内容等を取りまとめた報告書を平成17年1月末までに提出すること。

- ・ 選定事業者は、事業実施に係る経費を証明する経理書類を事業終了後5年間保管すること。
- ・ 選定事業者は、本事業の評価・検証のため、事業終了後2年間程度事業の実施状況について、当方より必要に応じ問い合わせをする可能性があること。

10．本件に関する問い合わせ先

(財)建設業振興基金 構造改善センター

電話：03 - 5473 - 4572 (担当：長谷川、河原)

以 上